

業務内容

1 概要

令和7年度京都府戦没者追悼式の参列者について、お住いの府内各市町村（京都市を除く）と国立京都国際会館の間をバス運行計画に従って送迎を行うこと。

なお、参列規模の変動等により、業務内容や数量に変更が生じる可能性があるため、留意すること。おって、変更が発生した場合の具体的な業務実施方法については、地域福祉推進課と協議の上、決定することとする。

2 実施方法

(1) 送迎

①送迎方法は観光バスを使用すること。

（観光バス仕様）

次の条件を満たした観光バス17台を用意すること。（同等品可。ただし地域福祉推進課との協議が必要）

- ・全長12メートル、ロングボディー（スケルトンタイプ）
- ・リクライニング正シート45席以上、補助席8席以上（計53席以上）
- ・カラーテレビ、ビデオ、冷蔵庫完備
- ・乗降用踏台の用意

②観光バス送迎日

令和7年10月15日（水）

(2) 送迎経路

配車経路及び配車時間等の詳細については各保健所担当者等と協議のこと。

なお、以下（3）記載の保健所管内（乙訓保健所を除く。）からの送迎バスについては、別紙有料道路通行料明細書記載の有料道路を利用（往復）する。それ以外の利用を行った場合は、精算により実費支払いを行う。

また、国立京都国際会館での待機は留置とする。

(3) 乗車予定人数及びバス配車台数

管内	乗車予定人数(人)	バス配車台数(台)	備考
乙訓保健所	40	1	向日市,長岡京市, 大山崎町
山城北保健所	140	3	宇治市,城陽市,八幡市, 久御山町,京田辺市, 井手町,宇治田原町
山城南保健所	70	2	木津川市,笠置町, 和束町,精華町,南山城村
南丹保健所	160	4	亀岡市,南丹市, 京丹波町

中丹西保健所	50	1	福知山市
中丹東保健所	100	2	綾部市, 舞鶴市
丹後保健所	150	4	宮津市, 伊根町, 与謝野町, 京丹後市
合 計	710	17	

※ バス乗車人数は、参列遺族の他に府・市町村職員を含む

(4) 傷害保険

団体傷害保険の加入については、府及び市町村職員を除いたバス乗車遺族 710 人とすること。

①補償範囲

参加遺族の自宅出発から帰宅までの間全行程

②補償内容

死亡・後遺障害	300 万円以上
入院	3000 円以上／1 日
通院	2000 円以上／1 日

(5) その他

①会場における業務スタッフについては、3 人以上を確保すること。

②出発時間、乗車場所等の調整・変更については各保健所担当者の指示に従うこと。